

## 令和4年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会開催要項（行方市コース）

### 1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する「スタートコーチ（スポーツ少年団）」の養成を目的に、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団との共催により開催する。

### 2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人茨城県スポーツ協会 茨城県スポーツ少年団  
行方市スポーツ少年団

### 3. 期日

令和5年1月22日（日）

### 4. 会場

行方市北浦公民館（講義室） 行方市山田 2175 番地

### 5. 参加条件（対象者）

令和4年4月1日現在、満18歳以上の者。

### 6. 参加人数

30名とする。

### 7. 実施方法

7.5時間以上の集合講習と自主学習（7.5時間）を実施する。

### 8. 教材

公益財団法人日本スポーツ協会が発行する以下の2冊。

- ・スタートコーチ共通科目テキスト（Reference Book）
- ・スタートコーチ（スポーツ少年団）専門科目テキスト

※Reference Book および専門科目テキストは、各1部で1セットとし、定価2,000円（税抜）

### 9. 検定試験

グループワーク終了後に、振返り（検定試験）を実施する。

### 10. 参加料及びテキスト代

- (1) 参加料 1人5,000円
- (2) テキスト代 2,200円（税込）

※支払方法は、銀行振込といたします。詳細は受講確定者に別途案内します。

※受講料及びテキスト代の納入後に当日欠席された場合は、返金はいりません

11. 申し込み方法

- (1) 市内：別添様式（Excel）により行方市スポーツ少年団にメール（Excel）にて申し込むこと。  
市外：別添様式により各市町村スポーツ少年団事務局を通じて申し込むこと。
- (2) 申込み期間：市 内 令和 4 年 10 月 26 日（水）～11 月 9 日（水）  
市 外 令和 4 年 11 月 22 日（火）～12 月 2 日（金）
- (3) 申込み先 〒311-1704 行方市山田 2175 番地  
特定非営利活動法人行方市スポーツ協会 行方市スポーツ少年団事務局  
E-mail：namegata-sports@outlook.jp  
TEL 080-5139-6489 FAX 0291-35-3854
- (4) 受講内定は、市町村スポーツ少年団からの受講案内により指導者マイページに登録し、システムによる受講申込を行う。

12. 資格認定

行方市スポーツ少年団及び茨城県スポーツ少年団において審査を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会修了者」として認める。講習会修了者は、公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）から届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続きを行うことで資格が認定される。

13. 登録認定

- (1) 講習会修了者には、受講翌年度 7 月下旬以降に、JSP0 から「登録手続き書類」が送付される。
- (2) 上記書類に基づき指導者登録手続き（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者を JSP0 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。登録手続きの詳細は、JSP0 のホームページを参照すること。  
(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>)
- (3) 資格登録料は 4 年間で 10,000 円（初回登録時のみ 13,300 円）とする。なお、すでに JSP0 公認スポーツ指導者資格を取得している場合は、3,300 円のみを追加登録料として支払う。
- (4) 登録による資格の有効期間は 4 年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の 6 カ月前までに、JSP0 の定める研修を受けなければならない（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）。

14. その他

- (1) 筆記用具、テキスト、飲み物、弁当を持参すること。
- (2) 参加者は必ずスポーツ安全協会傷害保険に加入済みの者であること。
- (3) 受講内定後、講習会を欠席した場合には、参加料及びテキスト代をお支払いいただく。
- (4) 開催市町村内受講者の受講優先枠を設定する場合は募集人数全体数の 7 割までとする。
- (5) 1 会場あたりの同一単位団からの受講者は 3 名以内とする。